

<<<新旧対照表>>>

新	旧
<p>多治見市<u>監視カメラ等の設置及び運用に</u>  <u>関する要綱</u>                      平成24年1月17日告示第12号</p>	<p>多治見市が<u>設置し、又は管理する監視カメラ</u>  <u>等の画像の取扱い等</u>に関する要綱                      平成24年1月17日告示第12号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この要綱は、<u>実施機関</u>が設置し、又は管理する監視カメラ等<u>の設置及び運用について、</u>  <u>必要な事項を定めることにより、適切な監視カメラ等の設置及び運用に資することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この要綱は、<u>市</u>が設置し、又は管理する監視カメラ等<u>により撮影し、記録された画像について、個人情報の保護のために必要となる事項を定めることにより、適切な監視カメラの画像の取扱い</u>に資することを目的とする。</p>
<p>(設置及び運用の原則)</p>	<p>(設置及び運用の原則)</p>
<p>第2条 実施機関は、監視カメラ等による撮影により市民のプライバシーが侵害されるおそれがあることを認識し、監視カメラ等の設置及び管理については、市民のプライバシーを侵害しないよう十分に考慮した上で行わなければならない。</p>	<p>第2条 実施機関は、監視カメラ等による撮影により市民のプライバシーが侵害されるおそれがあることを認識し、監視カメラ等の設置及び運用については、市民のプライバシーを侵害しないよう十分に考慮した上で行わなければならない。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 監視カメラ等 防災、防犯、施設の管理等の目的で特定の場所に継続的に設置するカメラであって、特定の個人を識別することができる画像を撮影する可能性があり、かつ、当該画像を記録する機能を備えたものをいう。</p>	<p>(1) 監視カメラ等 防災、防犯、施設の管理等の目的で特定の場所に継続的に設置するカメラであって、特定の個人を識別することができる画像を撮影する可能性があり、かつ、当該画像を記録する機能を備えたものをいう。</p>
<p>(2) 画像 監視カメラ等により撮影し、記録された画像をいう。</p>	<p>(2) 画像 監視カメラ等により撮影し、記録された画像をいう。</p>
<p>(3) 実施機関 市長（地方公営企業の管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会のうち、監視カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。</p>	<p>(3) 実施機関 市長（地方公営企業の管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会のうち、監視カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。</p>
<p>(画像の利用目的)</p>	<p>(画像の利用目的)</p>
<p>第4条 実施機関は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項</u>の規定に基づき、収集する画像の利用目的を<u>できる限り特定しなければならない</u>。</p>	<p>第4条 実施機関は、<u>多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号。以下「条例」という。）第8条第1項</u>の規定に基づき、収集する画像の利用目的を<u>明確にしておかなければ</u>ならない。</p>
<p>(監視カメラ等の設置)</p>	<p>(監視カメラ等の設置)</p>
<p>第5条 実施機関は、監視カメラ等による撮影の対象となる区域（以下「撮影対象区域」という。）を設定するときは、当該監視カメラ等の設置の目的を達成するために必要最小限度の区域とし、当該区域内に個人の住居等が含まれることのないよう配慮しなければならない。</p>	<p>第5条 実施機関は、監視カメラ等による撮影の対象となる区域（以下「撮影対象区域」という。）を設定するときは、当該監視カメラ等の設置の目的を達成するために必要最小限度の区域とし、当該区域内に個人の住居等が含まれることのないよう配慮しなければならない。</p>

新	旧
<p>2 実施機関は、撮影対象区域の周辺の見えやすい場所に、監視カメラ等を設置している旨を表示しなければならない。ただし、撮影対象区域の物理的な制約その他特段の事情がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 監視カメラ等のうち、画像を記録する装置（以下「記録装置」という。）及び画像を表示する装置（以下「表示装置」という。）は、施錠装置を備えた場所その他第三者が記録装置及び表示装置を無断で操作するおそれのない場所に設置しなければならない。</p> <p>4 表示装置は、実施機関の職員及び実施機関から委託を受けて監視カメラ等に関する事務に従事している者（以下「実施機関の職員等」という。）以外の者が立ち入る場所から容易に見ることができない場所に設置しなければならない。</p> <p>（管理責任者等_____）</p>	<p>2 実施機関は、撮影対象区域の周辺の見えやすい場所に、監視カメラ等を設置している旨を表示しなければならない。ただし、撮影対象区域の物理的な制約その他特段の事情がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 監視カメラ等のうち、画像を記録する装置（以下「記録装置」という。）及び画像を表示する装置（以下「表示装置」という。）は、施錠装置を備えた場所その他第三者が記録装置及び表示装置を無断で操作するおそれのない場所に設置しなければならない。</p> <p>4 表示装置は、実施機関の職員及び実施機関から委託を受けて監視カメラ等に関する事務に従事している者（以下「実施機関の職員等」という。）以外の者が立ち入る場所から容易に見ることができない場所に設置しなければならない。</p> <p>（管理責任者等<u>の設置</u>）</p>
<p>第6条 実施機関は、<u>監視カメラ等の適正な運用</u>を図るため、管理責任者を置かなくてはならない。</p>	<p>第6条 実施機関は、<u>画像の適正な取扱い</u>を図るため、管理責任者を置かなくてはならない。</p>
<p>2 管理責任者は、監視カメラ等に関する事務を所管する課等の長又はこれに相当する職にある者をもって充てるものとする。</p> <p>3 管理責任者は、監視カメラ等による撮影又は記録に係る操作を行う者（以下「操作指定者」という。）を指定するものとし、操作指定者以外の者にその操作を行わせてはならない。</p> <p>（画像の管理）</p>	<p>2 管理責任者は、監視カメラ等に関する事務を所管する課等の長又はこれに相当する職にある者をもって充てるものとする。</p> <p>3 管理責任者は、監視カメラ等による撮影又は記録に係る操作を行う者（以下「操作指定者」という。）を指定するものとし、操作指定者以外の者にその操作を行わせてはならない。</p> <p>（画像の管理）</p>
<p>第7条 実施機関は、画像を撮影時の状態のまま保存するものとし、当該画像を加工してはならない。ただし、監視カメラ等の技術的な制約その他の特段の事情がある場合においては、この限りでない。</p>	<p>第7条 実施機関は、画像を撮影時の状態のまま保存するものとし、当該画像を加工してはならない。ただし、監視カメラ等の技術的な制約その他の特段の事情がある場合においては、この限りでない。</p>
<p>2 実施機関は、画像を記録装置の記録媒体から他の記録媒体に複写してはならない。ただし、監視カメラ等の設置の目的を達成するために必要であると実施機関が特に認めた場合又は監視カメラ等の技術的な制約その他の特段の事情がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、画像を記録した記録媒体（以下「画像記録媒体」という。）を監視カメラ等の記録装置の設置場所以外の場所に持ち出してはならない。</p>	<p>2 実施機関は、画像を記録装置の記録媒体から他の記録媒体に複写してはならない。ただし、監視カメラ等の設置の目的を達成するために必要であると実施機関が特に認めた場合又は監視カメラ等の技術的な制約その他の特段の事情がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、画像を記録した記録媒体（以下「画像記録媒体」という。）を監視カメラ等の記録装置の設置場所以外の場所に持ち出してはならない。</p>
<p><u>【削る】</u></p>	<p><u>4 画像の保存期間（重ね撮りする場合は、書ききるまでの期間）は、画像の利用目的を達成するために必要最小限度の期間としなければならない。</u></p>



新	旧
<p><u>ばならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、告示の日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際、現に設置されている監視カメラ等は、この要綱の規定により設置されたものとみなす。</p> <p>附 則（平成31年3月22日告示第48号）</p> <p>この告示は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p><u>1回、監視カメラ等の運用状況を個人情報保護審議会に報告し、個人情報の適正管理について意見を求めなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、告示の日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際、現に設置されている監視カメラ等は、この要綱の規定により設置されたものとみなす。</p> <p>附 則（平成31年3月22日告示第48号）</p> <p>この告示は、平成31年4月1日から施行する。</p>
<p>摘要</p>	<p>改正理由</p> <p>個人情報保護法の改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律。令和5年4月1日施行部分）に伴い、自治体における個人情報保護も同法の対象となります。</p> <p>また、これに伴い、個人情報保護審議会を廃止します。</p> <p>このため、標記要綱で引用する法令・例規を改めるとともに、審議会にかかる規定を削除する等の所要の改正を行います。</p>